



平成 27 年 11 月 30 日

各 位

会社名 株式会社スタジオアリス
代表者名 代表取締役社長 川村廣明
(コード番号：2305 東証第一部)
問合せ先 取締役広報・IR室長 田中 和幸
(TEL. 06-6343-2600)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 3 月下旬開催予定の第 42 期定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社に移行することを 11 月 2 日に公表しておりますが、本日開催の取締役会で監査等委員会設置会社に移行するため、同定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」が平成 27 年 5 月 1 日に施行されことに伴い、新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行するため、定款について所要の見直しを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

以上

定款変更案

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第一章 総則	第一章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条(現行どおり)
第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u>
第5条～第6条(条文省略)	第5条～第6条(現行どおり)
<u>第7条 (自己の株式の取得)</u> <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u>	(削除)
第8条～第19条(条文省略)	第7条～第18条(現行どおり)
第四章 取締役および取締役会	第四章 取締役および取締役会ならびに <u>監査等委員会</u>
第20条 (取締役の員数) 当社の取締役の員数は、 <u>15名以内とする。</u> (新設)	第19条 (取締役の員数) 当社の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。</u>)は、 <u>10名以内とする。</u> 2. 当社の <u>監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
第21条 (取締役の選任) 取締役は、株主総会において選任する。 2. (条文省略) 3. (条文省略)	第20条 (取締役の選任) 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> 2. (現行どおり) 3. (現行どおり)
第22条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後 <u>2年以内</u> に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第21条 (取締役の任期) 取締役(<u>監査等委員であるものを除く。</u>)の任期は、選任後 <u>1年以内</u> に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の

<p>(新設)</p> <p>2. <u>補欠または増員</u>として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 23 条～第 24 条(条文省略)</p> <p>第 25 条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第 26 条(条文省略)</p> <p>第 27 条 (取締役会の議事録) 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(新設)</p>	<p>終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 22 条～第 23 条(現行どおり)</p> <p>第 24 条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第 25 条 (監査等委員会の招集通知) <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>第 26 条(現行どおり)</p> <p>第 27 条 (取締役会の議事録) 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第 28 条 (監査等委員会の議事録) <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>
--	---

<p>第 28 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 29 条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新設)</p> <p>第 五 章 監査役および監査役会</p> <p>第 30 条 (監査役の員数) 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>第 31 条 (監査役の選任) 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>第 32 条 (監査役の任期) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として</p>	<p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p>第 30 条 (監査等委員会規則) 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p> <p>第 31 条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 32 条 (取締役の責任免除) 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
--	--

<p><u>選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>第 33 条 (常勤の監査役)</u> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>第 34 条 (監査役会の招集通知)</u> <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>第 35 条 (監査役会の決議方法)</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>第 36 条 (監査役会の議事録)</u> <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	(削除)
<p><u>第 37 条 (監査役会規則)</u> <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削除)
<p><u>第 38 条 (監査役の報酬等)</u> <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p style="text-align: center;"><u>第 六 章 会 計 監 査 人</u></p> <p>第 39 条～第 40 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 五 章 会 計 監 査 人</u></p> <p>第 33 条～第 34 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;"><u>第 七 章 計 算</u></p> <p>第 41 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 六 章 計 算</u></p> <p>第 35 条 (現行どおり)</p>

<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第 <u>42</u> 条 (剰余金の配当の基準日) (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>2.</u> 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>第 <u>43</u> 条 (中間配当) <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>第 <u>44</u> 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第 <u>36</u> 条 (剰余金の配当等の決定機関) <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>第 <u>37</u> 条 (剰余金の配当の基準日) (現行どおり)</p> <p><u>2.</u> 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</p> <p><u>3.</u> 前<u>2</u>項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第 <u>38</u> 条 (現行どおり)</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>(監査役の実任免除に関する経過措置)</u> <u>当社は、監査等委員会設置会社移行前の監査役(監査役であった者を含む。)の、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
---	---